

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会 給食サービス事業実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、ひとり暮らし高齢者等に食関連サービスの利用調整と給食サービス（以下『サービス』という。）を行うことにより、食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援に資することを目的とする。

(事業の実施)

第2条 この事業の実施主体は、五城目町社会福祉協議会とする。

なお、サービスについては、適切な環境衛生が確保されている、有限会社松竹とあきた湖東農業協同組合に委託する。

(利用対象者)

第3条 利用対象者は、五城目町に在住する方で、次のいずれかに該当し、かつ、自分で食事の調理ができないもの、又は困難なものとする。

- (1) おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯
- (2) 身体障害者のみの世帯
- (3) その他会長が特に必要と認める世帯

《改正》 H27. 4. 1 H29. 4. 1

(サービスの内容)

第4条 サービスの内容は、次に掲げるものとする

- (1) 配食は、夕食を原則として、年末年始、お盆等の期間を除き実施する
- (2) 利用者1人当りの配食数は、原則として週2回月曜日（月曜日が祝祭日にあたる場合は、火曜日）及び木曜日（木曜日が祝祭日にあたる場合は、金曜日又は水曜日）とする。

《改正》 R2. 4. 1

(食関連サービスの利用調整)

第5条 町及び社協は、利用者の食の自立の観点から身体状況や生活環境を考慮し、食関連サービスの利用調整を行う。

(利用申請)

第6条 サービスを受けようとするものは、その地域の担当民生児童委員が調査し、次の書類を社会福祉協議会に提出するものとする。

- (1) 福祉サービス対象者の調査票
- (2) 一次アセスメント

(3) 給食サービス利用料口座振替依頼書兼自動支払利用申込書

(4) その他（周辺地図など）

(利用の変更)

第7条 利用者は、決定を受けた内容を変更、又は中止しようとするときは、中止する日のおおむね10日前までに社会福祉協議会、又は民生児童委員へ連絡し、社会福祉協議会は（変更・中止）通知書を利用者に通知する。

(利用料)

第8条 利用者は、原材料等の実費分として、非課税世帯は1食あたり350円、課税世帯は1食あたり400円（いずれも消費税は別途）を負担するものとする。負担金の支払方法は、原則として町内金融機関通帳から自動振替とするが、特別な理由があるものについてはこの限りではない。

利用料は、翌月の5日（5日が土日祝祭日にあたる場合は、その翌日とする）に自動振替とする。ただし、引落し不能分が出た場合は、その月の15日に再度自動振替するが場合によっては現金徴収する場合もある。

《改正》 H27. 4. 1 H29. 4. 1 R2. 4. 1

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。